

「行田花手水タウン特別企画 2024」&「日本遺産イベント」を開催します

行田花手水タウン特別企画 2024

行田花手水タウン特別企画 2024 として、忍城址や足袋蔵をはじめとした歴史・文化と花・光のアートとのコラボレーション企画である花手水ライトアップイベント「希望の光」に加え、次の特別企画を開催します。

- ▶開催日 11月16日(土)、12月7日(土)
- ▶場所 忍城址および行田八幡神社とその周辺他
- ▶特別企画 花手水人力車…忍城址や水城公園などを人力車で巡る
花夜散歩…花をモチーフとしたちょうちんを持って、花手水で彩られた「花手水タウン」を散策
大水面花…郷土博物館前の池をキャンパスに創り出す壮大なスケールの花手水
- ※11月15日(金)～12月14日(土)
- プロジェクションマッピングショー…忍城に忍城の歴史や花手水をモチーフとしてプロジェクションマッピングを投影
花 演 武…忍城おもてなし甲冑隊と日光江戸村の忍者によるコラボレーションショー

<11月16日(土)・12月7日(土)のタイムスケジュール>

	希望の光 (無料)	花手水人力車 (2,000円/1台)	花夜散歩 (500円)	足袋蔵めぐり(※) (無料)	大水面花 (無料)	プロジェクションマッピング ショー (無料)	イサミコーポレーションスクール 特別ライトアップ (無料)	花演武 (500円)
14:00		12:00～		10:00～				●1部
14:30								
15:00								
16:00								●2部
16:30								
17:00								
18:00		最終乗車 19:30				●1部		
18:25						●2部		
18:30								●3部
18:50						●3部		
19:00			ちょうちんは 20:30までに返却			●4部		
19:15						●5部		
19:40						各回約5分		
20:00								各回約15分

※足袋蔵めぐりは12月7日(土)のみの開催となりますので、ご注意ください。

- ▶その他 イベントの詳細は行田市観光NAVIをご確認ください。
- ▶問い合わせ 商工観光課観光担当 ☎580—3012 または (一社) 行田おもてなし観光局 ☎577—8442



日本遺産イベント 花手水&足袋蔵めぐりスタンプラリー

華やかな花手水と足袋蔵などの歴史的な建物を巡るスタンプラリーを開催します。また、足袋蔵を活用したイベントや懐かしい行田を振り返る古写真の展示などを実施します。

- ▶日時 12月7日(土)午前10時～午後4時
- ▶スタート地点 日本遺産ガイダンスセンター(行田5—15足袋蔵まちづくりミュージアム) 他
- ▶ゴール地点 同センター
- ▶参加費 無料
- ▶共催 行田市日本遺産推進協議会、行田市教育委員会
- ▶その他 着物で参加された方には特典があります。
- ▶問い合わせ 文化財保護課 ☎553—3581



市制施行75周年記念 第45回行田商工祭・忍城時代まつり

- ▶日時 11月17日(日)午前10時～午後4時
- ▶場所 忍城バスターミナル駐車場および忍城バスターミナル西側芝生広場周辺
- ▶内容 地元商工業者などによる物産大バザール、アトラクション、武者行列など楽しいイベントが盛りだくさんです。また、忍城址内では火縄銃演武が同時開催されます。
- ▶主催 第45回行田商工祭・忍城時代まつり実行委員会
- ▶問い合わせ 行田商工会議所 ☎556—4111



昨年の様子

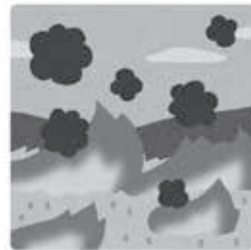
野焼きを行う場合は周辺に配慮をしましょう

野焼きは、法律や県条例で禁止されていますが、農業を営むために止むを得ないものとして行われる焼却は、対象外となっています。

しかしながら、稲わら、麦わらおよびもみ殻などの焼却に伴う煙・灰による体調不良、不快感、通行の妨げ、火災への不安感や洗濯物への吸着など多数の相談が市へ寄せられています。稲わら、麦わらおよびもみ殻などは、田畑へのすき込みやたい肥として活用して、可能な限り焼却を控えていただきますようお願いします。

また、やむを得ず焼却を行う場合は、風向きや風の強さを考慮してにおいや煙、灰が飛散しないようにする、良く乾かしてから焼却する、近所の方の理解を得てから迷惑にならないよう注意する、燃やしている間はその場を離れず、消火まで見守るなど、周辺に配慮しましょう。

- ▶問い合わせ 農政課農業振興担当 ☎580—3013



人権意識調査にご協力ください

市では、無作為に選んだ満18歳以上の方700人を対象に、無記名で回答いただく「人権意識調査」を実施します。お手元に調査票が届いた際はご協力をお願いします。

- ▶調査時期 12月上旬
- ▶問い合わせ 人権・男女共同参画推進課人権推進担当(内線221)

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施します

さいたま地方法務局と埼玉県人権擁護委員連合会では、夫・パートナーからの暴力やストーカー行為など、女性をめぐるさまざまな人権問題に取り組むため、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間として、通常の受付時間を延長するなどして、女性からの電話による相談を受け付けます。

- ▶日時 11月13日(水)～19日(火)午前8時30分～午後7時(16日(土)・17日(日)は午前10時～午後5時)
- ▶電話番号 0570—070—810
- ▶相談担当者 法務局職員、人権擁護委員
- ▶問い合わせ さいたま地方法務局人権擁護課 ☎048—851—1000



秋の火災予防運動

11月9日(土)から15日(金)まで、全国一斉秋季火災予防運動実施期間です。この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、財産の損失を防ぐことを目的に実施します。

防火標語(2024年度全国統一防火標語)
守りたい 未来があるから 火の用心

住宅防火いのちを守る10のポイント

4つの習慣

- ・寝たばこは絶対にしない、させない。
- ・ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ・こんろを使う時は火のそばを離れない。
- ・コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

- ・火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する。
- ・火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ・火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。
- ・お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ・防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

住宅用火災警報器の設置は義務です

消防法により、住宅用火災警報器の設置は義務となっています。住宅火災からの逃げ遅れを防ぐため、設置されていない家庭は必ず設置してください。

- ▶問い合わせ 消防本部予防課 ☎550—2121

住宅用火災警報器設置に関するアンケートにご協力ください

消防本部では、住宅用火災警報器の設置率向上に向けたアンケート調査を行います。任意に抽出したご家庭に消防職員が訪問する場合がありますので、ご協力をお願いします。訪問時には必ず立入検査証を提示しますので、ご確認ください。

なお、消防署が特定の業者に依頼して住宅用火災警報器を直接販売することや、部屋に入っての確認・点検を行うことは一切ありません。悪質な訪問販売なども報告されていますのでご注意ください。

- ▶問い合わせ 消防本部予防課 ☎550—2121